

湘南東ブロックし尿処理広域化方針に基づく事務の委託について

1 概要

現在、藤沢市に1か所、寒川町に1か所あるし尿処理施設がそれぞれ老朽化しており、延命化等が課題となっていることを踏まえ、令和4年11月17日全員協議会での協議を経て、令和5年3月に「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」を策定しました。

この方針に基づき、令和14年度から藤沢市にし尿処理の事務の委託をするにあたり、湘南東ブロック（藤沢市、寒川町、本市）での現時点における協議の内容及び今後の見通しを報告するものです。

本市は、現在、し尿処理について、寒川町に事務の委託（※）をしておりますが、令和14年度から新しい施設が稼働することに伴い、新たに藤沢市に対して事務の委託の手続きを履むこととなります。

※事務の委託 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度のことです。委託に際しては、議会の議決が必要です（地方自治法第252条の14第3項で準用する第252条の2の2第3項本文）。

2 経緯

令和3年度 湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議において、し尿処理広域化を検討

令和4年度 11月 全員協議会で「湘南東ブロックし尿処理広域化方針（素案）」を協議

3月 湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議において、「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」策定

令和5年度 事務の委託に関する手続きとして、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議にワーキンググループのほかに、し尿処理部会を設置し検討

○ワーキンググループ及びし尿処理部会の主な検討内容 協議書及び規約の検討並びに規約に基づく協定書の検討

2月 庁議において「湘南東ブロックし尿処理広域化方針に基づく事務の委託及び費用負担の考え方について」を承認

3 し尿処理施設の概要

(1) 稼働開始 令和14年度（予定）

(2) 設置場所 藤沢市北部環境事業所内

(3) 処理方式 令和7年度に策定する施設整備基本計画により決定

4 今後のスケジュール

令和6年度 6月 事務委託に関する議案を市議会定例会に提案
協定書の締結（経費の負担割合等を記載）

令和7年度 施設整備基本計画の策定

令和7・8年度 事業方式等の決定

令和9年度 生活環境影響調査の実施

令和10年度～ 設計・建設工事の実施

令和14年度 稼働開始予定